

満18歳以上から
応募できるように
なりました

平成29年度 委員募集

皆さんの意見を市政に
生かしてみませんか？



締め切り 4/20(木) **少年育成センター
運営協議会**

委員の任務	少年育成センターの運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議
応募資格	6月1日現在、市内に在住または通勤・通学している満18歳以上の人 ※市議会議員、市職員、2つ以上の審議会の委員に委嘱されている人は除く	6月1日現在で、次の要件を全て満たす人 (1)丸亀市の国民健康保険に加入している人 (2)満18歳以上73歳未満の人 (3)国民健康保険に深い関心がある人 ※市議会議員、市職員、2つ以上の審議会の委員に委嘱されている人は除く
任期	2年(6月1日～平成31年5月31日)	2年(6月1日～平成31年5月31日)
定員	2人	2人
応募方法	応募用紙に必要事項を記入し、少年育成センターへ提出(郵送、ファクス、直接持参、メール)。	応募用紙に必要事項を記入し、「医療費の適正化について」「国民健康保険税の収納対策について」「国民健康保険制度の課題について」のうち、いずれか1点の小論文(800字程度)を作成し、保険課へ提出(郵送、ファクス、直接持参、メール)。
応募用紙など	各担当課、市役所案内所、市民総合センター、市民センター、コミュニティセンター、市ホームページで入手可。	
選考方法	応募用紙の記載内容や作文、応募理由などを総合的に審査して選考(結果は全員に通知)。	
問い合わせ	少年育成センター (☎22-6886、FAX 22-1367) メール(ikusei@city.marugame.lg.jp)	保険課 (☎24-8842、FAX 24-8832) メール(hoken-k@city.marugame.lg.jp)

締め切り 4/28(金) **丸亀市
都市景観審議会委員**

締め切り 4/28(金) **丸亀市福祉推進委員会
公募委員**

締め切り 5/2(火) **農業委員と農地利用
最適化推進委員**

委員の任務	都市景観計画に関する事項についての審議	社会福祉(高齢者・障がい者福祉などを含む)に係る重要な事項についての審議	農地法、農業委員会法などに関する業務
応募資格	任期開始現在で、次の要件を全て満たす人 (1)市内に在住または通勤・通学している満18歳以上の人 (2)都市景観に深い関心がある人 ※市議会議員、市職員、2つ以上の審議会の委員に委嘱されている人は除く	7月1日現在、市内に在住している満18歳以上の人 ※市議会議員、市職員、2つ以上の審議会の委員に委嘱されている人は除く	農業委員：農業に関する識見を持ち、農業委員会の事務を適切に行うことのできる人 農地利用最適化推進委員：担当区域での農地利用最適化業務に熱意と識見を持ち活動できる人(担当区域別定数など詳しくは、農業委員会へ) ※年齢制限はありません
任期	委嘱日から2年(委嘱日は6月頃を予定)	2年(7月1日～平成31年6月30日)	3年(7月20日～平成32年7月19日)
定員	2人以内	2人	16人(農業委員)、30人(農地利用最適化推進委員)
応募方法	応募用紙に必要事項を記入し、都市計画課へ提出(郵送、ファクス、直接持参、メール)。	応募用紙に必要事項を記入し、800文字程度の応募理由を記載した作文を添えて福祉課へ提出(郵送、ファクス、直接持参、メール)。	適任と思われる人を本人の同意を得て、5人以上の農業者または農業者で構成する団体名で推薦、もしくは自らの応募により、農業委員会まで所定の用紙を提出(持参、郵送期間内必着)。
応募用紙など	各担当課、市役所案内所、市民総合センター、市民センター、コミュニティセンター、市ホームページで入手可。		
選考方法	応募用紙の記載内容や作文、応募理由などを総合的に審査して選考(結果は全員に通知)。		
問い合わせ	都市計画課 (☎24-8812、FAX 24-8866) メール(toshikei-k@city.marugame.lg.jp)	福祉課 (☎24-8873、FAX 24-8861) メール(fukushi-k@city.marugame.lg.jp)	農業委員会 (☎24-8826、FAX 24-8863) メール(nogyo@city.marugame.lg.jp)

募集 MJC 丸亀ジュニアリーダークラブ生

市子ども会育成連絡協議会事務局 市民活動推進課内 ☎24-8809

市内の中学1年生～高校3年生を中心に、子ども会行事のサポート(指導補助)や、将来の指導者として各種研修会に参加しています。

自分自身の成長につなげたい人、レクリエーションが好きな人など一緒に活動してみませんか？

《活動内容》

- 石川県七尾市と丸亀市の少年団体交歓研修会
- 防災サバイバル合宿 IN 国分寺
- 亀っ子ドンドン
- MJC内部研修など



新事業

4月から廃食油を回収します

クリーン課 ☎58-7453

4月から、ごみ減量化やリサイクルの推進を更に図るため、廃食油の回収を開始します。

《持込日》
平日と特別持込日の午前9時～正午、午後1時～4時

《持込場所》
クリーンセンター丸亀(川西町)のみ

※その他の場所では回収できません

《注意》

- 回収できる油は、家庭で使用した食用油のみ(鉱油や営業などの事業活動で生じた廃食油は回収できません)
- 場内では事故防止のため、必ず係員の指示に従い、持ち込んだ本人が油を降ろしてください。

平成29年度事業を実施する 団体を募集

丸亀市健やか 子ども基金



安心して子どもを生き育てられる環境づくりを目指すため、「丸亀市健やか子ども基金」を活用した事業を実施する団体を募集します。

募集締切：4月10日(月) 午後5時
対象団体：市内に事業所を有し、営利目的でない市民団体やNPO法人

対象事業：少子化対策、母子保健の推進、子育て支援事業など

事業実施期間：補助金交付決定日～平成30年2月28日(水)

補助金額：上限50万円
応募方法や必要書類など詳しくは、市ホームページまたは子育て支援課(☎24-8808)

4月1日から 子育て応援育児用品 貸出事業の運用を 一部変更します



- 1更新手続き：1年ごとの更新手続きが不要になります。
 - 2貸出期間：以下のように変更します。
- ベビーベッド 2歳の誕生日前日
 - チャイルドシート*、ベビーカー 4歳の誕生日前日

- ジュニアシート* 4歳から小学校就学前
- ゲートサークル、ベビーチェア 小学校就学前
※は一部例外があります

3自動車の保有：チャイルドシート、ジュニアシートは、用品を装着可能な自動車を保有していれば、貸出可能となります(リース車にも装着可能)。

問い合わせ：社会福祉協議会 ☎22-5700

児童扶養手当、特別児童扶養手当額の改定

子育て支援課
☎24-8808

平成29年度の各手当額は、平成28年全国消費者物価指数により0.1%引き下げられるため、平成29年4月分から次のとおり変更されます。

■特別児童扶養手当(児童一人あたりの月額)

等級	平成28年4月分～平成29年3月分	平成29年4月分から
1級	51,500円	51,450円
2級	34,300円	34,270円

■児童扶養手当

支給区分		平成28年8月分～平成29年3月分	平成29年4月分から
本体額	全部支給	42,330円	42,290円
	一部支給	9,990円～42,320円	9,980円～42,280円
第2子加算額	全部支給	10,000円	9,990円
	一部支給	5,000円～9,990円	5,000円～9,980円
第3子以降加算額	全部支給	6,000円	5,990円
	一部支給	3,000円～5,990円	3,000円～5,980円